



2026年2月27日

各位

上場会社名 東邦亜鉛株式会社
代表者 代表取締役社長 伊藤 正人
(コード番号 5707)
問合せ先責任者 常務執行役員 二木 健匡
(TEL 03-4334-7313)

第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2026年2月27日付の取締役会において、第三者割当の方法による第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2026年3月16日
(2) 発行新株予約権数	35,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
(3) 発行価額	総額60,760,000円（新株予約権1個につき1,736円）
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式3,500,000株
(5) 調達資金の額	6,136,760,000円（差引手取概算額：6,056,760,000円）（注） （内訳） 新株予約権発行による調達額：60,760,000円 新株予約権行使による調達額：6,076,000,000円
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、1,736円とします。 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とします。以下「終値」といいます。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が955円（「下限行使価額」といいます。）を、発行要項の第11項の規定を準用して調整されます。）を下回る場合又は下回る場合には行使価額は下限行使価額とします。上限行使価額はありません。
(7) 行使期間	2026年3月17日（当日を含む。）から2028年3月17日（当日を含む。）まで
(8) 募集又は割当方法（割当予定先）	Apricus Partners 合同会社（以下「割当予定先」といいます。）に対して第三者割当の方法によって割り当てます。
(9) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。 本買取契約においては、本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する旨が規定される予定です。

(注)本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

当社は「社会インフラを支えるリサイクリングのリーディングカンパニー」をめざす姿とし、製錬事業（鉛・銀）、環境・リサイクル事業、電子部材・機能材料事業を展開しています。当社の基盤事業は製錬事業（鉛・銀）であり、当社売上の約9割は製錬事業によるものです（2026年3月期見込み）。鉛・銀ともに当社は国内でトップクラスの生産・販売シェアを誇っております。

当社は、資源事業からの撤退と亜鉛製錬事業の再編、製錬事業（鉛・銀）の収益強化等を基軸とする事業再生計画を2024年12月に公表し、2025年度を初年度とした5年間の事業再生期間の最中にあります。そのような中、当社の製錬事業、とりわけ銀製錬の収益に影響する銀相場は歴史的な高水準となっています。具体的には、1994年から2024年の30年間においては最高値が40ドル/トロイオンス台であり、2025年1月では30ドル/トロイオンス台であったところ、2025年後半から2026年初にかけて銀相場は上昇し、2026年1月29日には一時120ドル/トロイオンス台を記録しました。その後、銀相場は過去にない変動幅で上下しながらも、2025年前半対比では非常に高い水準で推移しています。銀価格の上昇は当社の銀製錬の収益を高める影響があります。当社は、銀価格の上昇を好機と捉え、これまでよりも銀をはじめとする貴金属（製錬の副産物として生産される金やレアメタルを含みます）を多く含む難処理原料を処理可能にし、貴金属回収率を向上させる計画です。本資金調達は、本計画の推進にあたって①必要となる投資資金の確保と②過去にない変動幅で上下する銀相場に対応する資本増強を目的としたものになります。

投資資金の確保に関して、当社は事業再生期間以前において、資源事業への投資や不採算事業であった亜鉛製錬事業の損失補填を優先し、製錬事業（鉛・銀）に対して十分な投資を行っておりませんでした。事業再生計画においては、製錬事業の収益強化に必要な投資を一定織り込んでいましたが、事業再生計画の実行計画精査および全社参加型のボトムアップな改善アイデア出し結果、事業再生計画に対して更なる伸びしろとなる具体的な投資を数多く特定することが出来ました。生産性向上に資する投資としては、これまで数十年変わらずアナログに行われてきた生産プロセスに対してDX（デジタルトランスフォーメーション）を活用して操業トラブルを防止し、データを活用した収率やプロセス最適化を狙うものがあります。製錬事業の成長に資する投資としては、従来の乾式製錬に加え、湿式製錬プロセスを追加し、回収元素のバリエーション増加や、高純度化、難処理複雑鉱の処理を可能にすることで、製錬事業の収益性向上を図ります。また買鉱条件に左右されず安定的に収益を上げるためにリサイクル原料の集荷・処理を拡大するための施策にも積極的に投資を行っていきます。

資本増強に関して、当社は製錬事業における相場変動の影響を軽減し、安定的な収益性を実現するため相場価格のヘッジ取引を活用しています。ヘッジ会計上、繰延ヘッジ損益と製品販売に伴う収益は認識タイミングが異なり、具体的には金属相場の上昇局面においては仕掛品及び製品の含み益は時価評価されませんが、ヘッジ会計上、繰延ヘッジ損失は時価評価され仕掛品及び製品に対して計上されることにより会計上の純資産が棄損する事態が想定されます。そのため、銀相場が過去にない変動幅で上下する中で銀の生産・販売量を増加させるためには、一定の純資産のバッファが必須と考えております。

以上を踏まえて、当社は本計画の推進にあたって、必要投資資金確保と資本増強の両面から、本新株予約権の発行による資金調達を行うことといたしました。

今回の資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

なお、当社は、2025年3月31日時点における東京証券取引所プライム市場の上場維持基準のうち、流通株式時価総額に係る基準(100億円)に適合しておらず、2026年3月31日までの改善期間に入っております。流通株式時価総額は、流通株式数に、事業年度末以前3か月間の東京証券取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値を乗じて算出するところ、本日現在までの足元の株価水準に基づくとかかる流通株式時価総額に係る基準に適合する見込みではありますが、最終的には2026年3月31日までの株価動向に基づき算出される流通株式時価総額によって判断されます。

当社は、非上場化を回避すべく、2025年6月27日付で公表した「東証プライム市場の上場維持基準の適合に向けた計画書」に記載した各施策に引き続き取り組んでいくと共に、東京証券取引所スタンダード市場への市場区分変更申請の可能性の検討も含め、あらゆる手段を検討し、上場維持のために必要となる対策を講じて参ります。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融による調達の状況及び見通し、当社の財務状況、今後の事業展開等を勘案し、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。当該検討の過程で、下記「(3) 本資金調達の特徴<他の資金調達方法との比較>」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「(3) 本資金調達の特徴」に記載の「<メリット>」及び「<デメリット>」を総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権の発行による資金調達を採用することといたしました。

本資金調達(本新株予約権による資金調達をいいます。以下同じです。)の特徴として、上記のとおり、本新株予約権は発行当初より行使価額修正条項が適用され、行使価額が本新株予約権の行使時点の株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、行使期間中の株価動向に応じた本新株予約権の行使が期待できることから、資金調達の蓋然性を高めることができます。

本新株予約権の行使期間は、2026年3月17日(当日を含む。)から2028年3月17日(当日を含む。)です。

本新株予約権の内容は以下のとおりです。

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は3,500,000株です。

本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。

本新株予約権の行使価額は、2026年3月17日以降、本新株予約権の行使期間の満了日(2028年3月17日)まで、修正日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(955円)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。上限行使価額はありません。

(3) 本資金調達の特徴

本資金調達は、以上のとおり、当社の直近の株価水準及び今後目指していく株価水準を踏まえ、本新株予約権の行使価額は直近の時価に応じて修正される内容とし、効率的な資金調達を行うことを企図しております。

本資金調達は以下のようなメリット及びデメリットがあります。

<メリット>

① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権発行要項に示される3,500,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

② 取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、2週間前までに本新株予約権者に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合等、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できるほか、資本政策の柔軟性が確保できます。

③ 停止指定期間

本買取契約において、停止指定期間が定められる予定です。当社は、本新株予約権の行使期間中、割当予定先が残存する本新株予約権の一部又は全部について行使することができない期間（以下「停止指定期間」といいます。）を合計3回まで定めることができます。1回の停止指定期間は20連続取引日以下とします。当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って3取引日前までに書面により停止指定期間の通知をすることにより、停止指定期間を設定することができます。これにより、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合において当社が停止指定期間を設定することや当社の判断で株価への影響を抑えることが可能となります。また、当社は、割当予定先に対して通知することにより、停止指定期間を短縮することができます。停止指定期間については、当社の株価動向等に鑑み定める予定です。当社が割当予定先に対して停止指定期間を定める通知又は停止指定期間を短縮する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

④ 譲渡制限

本買取契約において、譲渡制限が定められる予定です。本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付される予定であり、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

<デメリット>

① 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

② 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額の下限を下回る場合等では、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。また、株価が当初行使価額を下回る状況では資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場売却することを前提としており、現在の当社普通株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 通知義務及びエクイティ性証券の発行の制限

本買取契約において、当社は、本買取契約締結日に始まり割当予定先が本新株予約権を保有している期間が経過した後6か月後までの期間中、第三者割当の形式で当社の普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券の発行又は交付をしようとする場合（但し、以下に定義する許容事由に該当する場合及び事業提携の目的で当社の普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券を発行又は処分する場合を除きます。）、当該第三者との間で発行又は交付に合意する前に、割当予定先に対して、当該証券の内容及び発行等の条件を通知しなければならないとされております。

また、本買取契約において、エクイティ性証券の発行の制限が定められる予定です。すなわち、当社は、割当予定先の事前の書面による承諾を得ることなく、本買取契約締結日に始まり払込期日の180日後までの間において、当社の普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、また当社の普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者としても上記の各行為を行わせないものとします。但し、上記の制限は、(a)当社の普通株式の株式分割によ

り当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合、(b)当社が当社の普通株式の無償割当を行う場合、(c)単元未満株主の売渡請求による当社の普通株式の売渡し、(d)当社のストックオプション制度又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社が当社の新株予約権又は普通株式を発行又は交付する場合、(e)本新株予約権の発行日より前に発行された種類株式の取得に伴い当社の普通株式を発行又は交付する場合、(f)会社分割、株式交換、株式交付及び合併等の組織再編に伴い当社の普通株式を発行又は交付する場合、(g)事業提携の目的で、当社の発行済株式総数（A種優先株式及びB種劣後株式の発行数を含みます。）の10%を上限として普通株式又は種類株式を発行又は処分する場合、(h)当社が当社と債権者との間の契約に基づく財務制限条項（誓約事項を含みます。）に違反するおそれを治癒する目的で行う資本取引、及び(i)当社による種類株式の発行又は種類株式株主の異動及びそれらと一連に行われる資本取引（(a)乃至(i)を「許容事由」と総称します。）については適用されません。さらに、割当予定先が全ての本新株予約権を行使した場合及び本新株予約権の発行要項第14項に基づく取得条項の行使により、当該取得条項の行使時点で残存する全ての本新株予約権を取得することを当社が決定した場合には、上記の制限は適用されません。

また、当社は、割当予定先による事前の書面による承諾を得ることなく、本買取契約締結日に始まり割当予定先が本新株予約権を保有している期間中、その保有者に当社の普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等であって、(a)当該証券等の発行後、又は(b)当社の事業若しくは当社の普通株式の取引市場に関連する事由の発生により、当該証券等における当社の普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額等が当社の普通株式の株価に連動して修正又は調整されるものの発行若しくは処分又は売却を行わないものとします。

⑤ 希薄化

本新株予約権の行使が進んだ場合、本新株予約権のみで最大3,500,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。

<他の資金調達方法との比較>

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

① 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価への影響が大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でない判断しました。

② 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

③ 新株発行による第三者割当増資

第三者割当による新株発行は、即時の資金調達の有効な手法となりえますが、公募増資と同様、発行と同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考え、今回の資金調達手法としては適切でない判断いたしました。

④ 新株予約権付社債（MSCB含む。）

新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点がありますが、MSCBの場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

⑤ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オフリング）

いわゆるライツ・オフリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オ

ファリングについては、上記②の株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではないため、また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングについては、現在の当社の利益水準を考慮すると上場要件も満たさないことは明白なため、今回は具体的に検討しないことといたしました。

⑥ 借入れによる資金調達

低金利環境が継続する中、負債調達における調達環境は良好であるものの、借入れによる資金調達では、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性が低下する可能性があります。

当社の事業特性、財務状況及び本件資金用途を勘案し、資本金調達が最適であるとの結論に至りました。また、今後の事業戦略推進において、機動性の高い有利子負債調達余力を残す観点からも、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

以上の検討の結果、本新株予約権の発行による、本件の資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額（円）	6,136,760,000
② 発行諸費用の概算額（円）	80,000,000
③ 差引手取概算額（円）	6,056,760,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（60,760,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（6,076,000,000円）を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、新株予約権発行の登記費用、有価証券届出書作成費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 製錬事業（鉛・銀）を中心とした工場 DX に対する投資	1,756	2026年4月～2029年3月
② 回収元素のバリエーション拡大、高純度化、難処理複雑鉱石処理に対する投資	3,050	2026年4月～2029年3月
③ 廃バッテリー・巢鉛増産処理に伴う工程整備・組織体制強化に対する投資	1,250	2026年9月～2028年3月
合計	6,056	—

- (注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「(1) 調達する資金の額」に記載のとおり6,056,760,000円です。但し、本新株予約権の行使は割当予定先の判断によるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではありません。そのため、上表の支出予定時期については現時点における予定であり、具体的な金額、使途及び支出予定時期については、本新株予約権の行使による資金調達がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。本新株予約権の行使状況により想定通りの資金調達ができなかった場合には、③廃バッテリー・巢鉛増産処理に伴う工程整備・組織体制強化に対する投資に最も優先的に充当した上で、次に①工場DXに対する投資と②回収元素のバリエーション拡大、高純度化、難処理複雑鉱石処理に対する投資のうち既存設備の整備に充当し、その後は①、②の優先順位で充当することと致します。
2. 当社は本新株予約権により調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。
3. 支出予定時期までの期間中に、本新株予約権の行使により十分な資金が調達できなかった場合には、別途、自己資金、銀行からの借入れ等により対応する予定です。
4. 上記の使途や支出予定時期を変更した場合は、その旨を適切に開示いたします。

上記表中に記載した資金使途に係る詳細は以下のとおりです。

①製錬事業（鉛・銀）を中心とした工場 DX に対する投資

当社は数十年間使用を継続し業務生産性向上の足かせとなっているレガシーシステム群から脱却し、最新の基幹システムを導入することによって業務生産性を高める取り組みを推進しています。本取り組みに係る投資は事業再生計画と併せて公表した第三者割当増資（注）により調達した資金により充当されています。

これに更に踏み込んで、製錬事業（鉛・銀製錬）の基幹工場を中心とした当社の工場において DX（デジタルトランスフォーメーション）を進め、操業状況を適時に把握し操業を安定化させると同時に、工

場そのものの生産性を高めることを計画しています。具体的には、OT システム群を再構築し、センサーを刷新・追加し、装置稼働データを自動取得することによって、リアルタイムでの操業条件最適化や省人化を促進することが可能であると考えています。これと併せて、各工程のオペレーターが IT デバイスを活用することによる業務効率化も実施します。これらの取組みによって製錬事業の生産性を飛躍的に高めると共に、オペレーターの安全を守り、操業における生産不調の早期予防につながると考えています。これらの DX 推進施策については、MES 導入（操業・生産実績の統合管理及び現場と経営の接続）、SCADA 導入（設備状態のリアルタイム監視・操業可視性の向上）、PLC/センサー導入（設備データの取得・安定操業の基盤構築）、構内ネットワーク整備（OT データ連携による通信基盤整備）といった各施策がありますが、それぞれの施策を同時並行的に進め、かつ、工場の操業影響を考慮しながら、実運用（全行程の統合及び高度化の完了まで）に至るには、3年程度を見込んでおります。

②回収元素のバリエーション拡大、高純度化、難処理複雑鉱増処理に対する投資

当社は製錬事業において、熱を使って元素を選り分ける乾式製錬をメインのプロセスに据えております。電解を除く湿式製錬については、設備、製錬プロセスともにこれまで十分な投資、研究開発を行うことができておらず、元素を選択的に回収することに限界がありました。このため、足元価格が上昇している銅、金などは不純物込みのディスカウントした価格で販売せざるを得ず、収益の取りこぼしが課題となっておりました。

これらの有価金属を高純度で回収するためには、溶媒抽出法などの湿式製錬プロセスの研究開発と、粉砕機やオートクレーブ等の設備投資が必要です。これらの追加投資と、従来亜鉛製錬で使用していた浄液工程、電解工程の設備を組み合わせることで、早期に湿式製錬の設備を整え、多様な元素を高純度で回収し、収益の増加に繋げることが期待できます。

また、これらの湿式製錬設備は、砒素、カドミウム、水銀のような有害元素を除去することにも活用できます。貴金属やレアメタルが豊富に含まれる複雑鉱は、これら有害元素も多く含んでおります。有害元素を含む鉱石は、購入時にディスカウントを受けることができ、買鉱条件の悪化を相殺することができるため、これらの難処理複雑鉱を増処理していくことは、製錬事業の収益安定性に寄与する効果が期待できます。

これらの投資によって、既存停止設備の再稼働の準備、機材等の納入から始まり、設備の建設期間を経て、試験操業の後、電気銅及び電気亜鉛の量産開始までに至るには、3年程度を見込んでおります。

③廃バッテリー・巢鉛増産処理に伴う工程整備に対する投資・組織体制強化

当社の製錬事業（鉛・銀）においては、精鉱 TC 条件の悪化への対応及びリサイクル原料比率を高めるため、相対的に利益水準の高い廃バッテリー・巢鉛由来の鉛増産を図る予定です。廃バッテリー及び巢鉛については、日本国内のみならずグローバルで争奪が生じており、調達環境が悪化しています。

本資金調達を通じ、当社工場の工程の増強（解体ラインの増設及び脱硫設備処理強化のための設備新設）による低コスト化、集荷及び営業人員の増員による営業・調達力の強化、廃バッテリー・巢鉛調達のための所要資金を確保することで調達量を増大させることを予定しています。

かかる施策については、既存設備の増強に半年を要し、その後本稼働のため人員増強費用の増加を賄うことを想定しております。

(注) 2024年12月18日に公表されたA種優先株式3,000,000株の第三者割当て及びB種劣後株式17,537,026株の第三者割当の概要は以下のとおりです。

払 込 期 日	2025年3月13日
調 達 資 金 の 額	A種優先株式 3,000,000,000円 B種劣後株式 4,500,000,875円
発 行 価 額	A種優先株式 1株につき1,000円 B種劣後株式 1株につき256.60円
当 該 募 集 に よ る	A種優先株式 3,000,000株

発行株式数	B種劣後株式 17,537,026株
割当先	A種優先株式
	投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズⅦ号 1,261,164株
	JBO(AP)Ⅶ, L.P. 587,283株
	APCP Ⅶ, L.P. 579,660株
	CJIP(AP)Ⅶ, L.P. 388,926株
	AP Reiwa F7-B, L.P. 107,940株
	AP Reiwa F7-A, L.P. 75,027株
	B種劣後株式
	投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズⅦ号 6,553,204株
	JBO(AP)Ⅶ, L.P. 3,051,614株
	APCP Ⅶ, L.P. 3,012,004株
	CJIP(AP)Ⅶ, L.P. 2,020,920株
	AP Reiwa F7-B, L.P. 560,873株
	AP Reiwa F7-A, L.P. 389,852株
株式会社辰巳商会 1,948,559株	

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の目的」のとおり、本資金調達により調達する資金は、今後の当社の企業価値向上に資するものであり、かかる資金使途は合理的なものであると判断しております。従って、本資金調達は、中長期的な当社の企業価値の向上により、既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び本買取契約の諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社プルータス・コンサルティング、代表取締役：野口真人、住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)に依頼しました。当社は当該第三者算定機関が第三者割当増資の引受案件において多数の評価実績があり、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められることから本新株予約権の第三者算定機関に選定いたしました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先の間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び本買取契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとなりました。また、当該算定機関は、評価基準日(2026年2月26日)における当社株式の株価(1,736円)、ボラティリティ(81.01%)、満期までの期間2年、配当率(0%)、無リスクレート(1.209%)、当社の行動、割当予定先の行動を考慮して、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議の上で、発行決議日時点の本新株予約権の1個の払込金額を、当該評価額と同額である金1,736円としました。なお、本新株予約権の行使価値額は、当初、2026年2月26日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額である1,736円とするとともに、本新株予約権の行使価値額の修正に係るディスカウント率は、機動的に資本調達を実現できるフィージビリティ等を勘案した上で、割当予定先との間での当社が必要とする資金規模・タイミング等の協議を経て、10%としました。

本新株予約権の発行価値額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事

象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額を基準として決定される本新株予約権の払込金額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当初行使価額は、発行決議日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額としており、その後の行使価額は、修正日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額（発行決議日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の55%）を下回ることはありません。修正日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額という行使価額の修正基準は、割当予定先が経済的利益を享受できる可能性や本新株予約権の行使によって割当予定先が取得する株式の消化可能性等を考慮して設定したものであり、また、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の55%に相当する金額と同額とすることから、不合理な水準ではないと考えております。さらに、行使価額の上限は設定されていないため、株価上昇時には当社の資金調達額が増加する可能性もあります。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されることに照らしても、本新株予約権の払込金額の決定方法は合理性を有すると考えております。

また、当社監査等委員会（3名で構成、うち2名が社外取締役）より、本新株予約権の発行要項の内容及び算定機関の算定結果を踏まえ、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利な条件での発行に該当せず、本新株予約権の行使価額も合理的なものであることから、適法な発行である旨の意見表明を受けています。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数は3,500,000株（当該株式に係る議決権数は35,000個）であります。2025年9月30日現在における当社の普通株式の発行済株式総数は13,585,521株（当該株式に係る議決権数は135,445個）、A種優先株式の発行済株式総数は3,000,000株（当該株式に係る議決権数は0個）、B種劣後株式の発行済株式総数は17,537,026株（当該株式に係る議決権数は175,368個）であり、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社普通株式数の3,500,000株（議決権数は35,000個）に対して、当社の普通株式の発行済株式総数を分母とする希薄化率は25.76%、総株主の議決権数（310,813個）を分母とする希薄化率は11.26%となります。また、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数3,500,000株に対し、当社過去6か月間における1日当たり平均出来高は1,342,461株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である2年間（年間取引日数：245日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大になった場合、1日当たりの売却数量は7,143株（過去6か月間における1日当たりの平均出来高の0.53%）となることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

なお、本新株予約権には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる旨の取得事由が定められているため、将来何らかの事由により資金調達の必要性が低下した場合又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合に、必要以上の発行株式数の増加が進行しないように配慮されております。

また、本資金調達により希薄化は生じるものの、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金使途に充当することは、今後の当社の中長期的な収益力の増大による企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考え、本資金調達を行うことを決定しております。

以上の点を勘案し、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であるとと考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

（1）名	称	Apricus Partners 合同会社
------	---	-----------------------

(2) 所在地	東京都港区北青山三丁目6番7号青山パラスイタワー11階
(3) 代表者の役職・氏名	代表社員 クロイザー・ジョーンズ ジェレミー スチュアート
(4) 事業内容	投資業
(5) 資本金	500万円
(6) 設立年月日	2024年8月6日
(7) 発行済株式数	－（注1）
(8) 決算期	12月31日
(9) 従業員数	2名
(10) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行 株式会社八十二長野銀行
(11) 大株主及び持株比率	クロイザー・ジョーンズ ジェレミー スチュアート 100%
(12) 当事会社間の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(注) 1. 同社は合同会社であり発行済株式が存在いたしませんので、株式数及び1株当たり指標に関する記載を省略しております。

2. 割当予定先の意向により、最近3年間の経営成績及び財政状態は非開示といたします。

(2) 割当予定先を選定した理由

前記「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」で記載したとおり、本資金調達は、①必要となる投資資金の確保と②過去にない変動幅で上下する銀相場に対応する資本増強を目的としたものになります。

このうち、①必要となる投資資金の確保について、当社は2025年4月からの5年間を事業再生期間と位置づけ、全社参加型のボトムアップな改善アイデア出しを行い、その施策の一部として特定された収益改善施策の一部になります。また、②過去にない変動幅で上下する銀相場に対応する資本増強の目的については、2025年後半から歴史的水準に上昇している銀価格を踏まえ、当社が製錬事業における相場変動の影響を考慮し、当社の財務戦略として必要であると考えました。

このように、前記「手取金の使途」で記載した今後の投資資金を確保しつつ、足元の急激な銀相場の変動に対応した資本増強を行い財務基盤を強化するため、銀相場が急激な高騰を見せていたことを踏まえて資本調達について社内で検討を開始してまいりました。

このように、本資金調達の目的として、急激な銀相場の変動に対応した資本増強という側面も有していたため、柔軟かつ機動的に資本調達できるかという観点を重視してまいりました。

このような状況の中、当社は、柔軟かつ機動的に資本調達できる手段について、複数の金融機関・投資家候補に提案を求めたところ、2026年2月初旬頃までに、今回の当社のニーズを満たし得る資本性の調達手段について複数社からの提案を受領しました。その結果、2026年2月における割当予定先からの提案が、資金調達の柔軟性及び段階的な資金調達の実現性が高く、株式希薄化の抑制や既存株主への利益に配慮しつつ必要資金を迅速に調達して中長期的に企業価値の向上を目指すという当社のニーズに合致すること、また、割当予定先の本件の担当チームは、本件と同種の新株予約権による調達案件を含め、資本市場において経験豊かな人材が揃っていること、割当予定先の提案は案件実施までのスピード感もあり、当社のニーズに沿っていたものであったこと、割当予定先としても上場企業の資金調達案件に実績があることなどから、最終的な割当予定先と

して選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社と割当予定先の代表社員クロイザージョーンズ ジェレミー氏との協議において、割当予定先の保有方針は純投資であり、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、適宜判断の上、比較的短期で売却を目指すものの、運用に際しては市場の影響に常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。

また、本買取契約において、当社と割当予定先は、本新株予約権について、取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える部分に係る行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限するよう措置を講じる予定です。

具体的には、以下の内容を本買取契約で締結する予定です。

①割当予定先が制限超過行使を行わないこと

②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと

③当社の取締役会による承認を得た上で割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項及び本買取契約に定める譲渡制限と同様の内容を約させること

④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること

⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと

⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含みます。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の内容（上記①乃至⑤）の合意を行うこと

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、割当予定先の取引銀行が発行する 2026 年 2 月 12 日時点の残高証明書の写しを受領しております。また、割当予定先は、自己資金に不足が生じた場合の資金手当について、割当予定先の取引先である東京証券取引所プライム市場に上場している大手国内企業グループの連結子会社である内国法人（以下「割当予定先スポンサー」という。）より十分な資金を提供する用意がある旨の書面による承諾を得ており、当社も承諾の内容を確認しております。従いまして、割当予定先に割り当てられる本新株予約権の発行に係る払込みに十分な現預金残高を有するものと判断しております。また、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、当初、手元資金から本新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却すること、又は下記「(5) 株券貸借に関する契約」に記載の株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を売却することにより得られる資金を活用して、更なる本新株予約権の行使を行うことを予定しているとのことであり、本新株予約権の行使のための資金も確保されるものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社取引先である当社株主との間で、その保有する当社普通株式の一部について割当予定先への貸株（合計の貸借株数（予定）：139,600 株、貸借期間（予定）：2026 年 3 月 17 日～2028 年 3 月 31 日、貸借料（予定）：年利 0.1%）を行う予定です。割当予定先は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外を目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先及びその代表者並びに割当予定先スポンサー及びその役員につきましては、当社において独自に専門の調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂 2-16-6 代表取締役 羽田寿次）に

調査を依頼し、反社会的勢力の関与がない旨の調査報告書を受領しております。また、割当予定先スポンサーの親会社は東京証券取引所プライム市場に上場しており、当該親会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認しております。当社は、これらの報告・調査内容に基づいて、本新株予約権の割当予定先及び割当予定先代表者が反社会的勢力との関係がないこと、割当予定先スポンサー及びその役員が反社会的勢力との関係がなく、また、割当予定先スポンサーの株主については独自に調査はしていないものの割当予定先スポンサーの親会社は東京証券取引所プライム市場の上場会社であることから問題はないと判断いたしました。以上から当社は、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出いたしました。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2025年9月30日現在)		募 集 後	
投資事業有限責任組合アドバンテッジ パートナーズⅦ号	22.91%	投資事業有限責任組合アドバンテッジ パートナーズⅦ号	20.77%
JBO (AP) Ⅶ, L.P. (国内連絡先 株式会社アドバンテッジ パートナーズ)	10.67%	JBO (AP) Ⅶ, L.P. (国内連絡先 株式会社アドバンテッジ パートナーズ)	9.67%
APCP Ⅶ, L.P. (国内連絡先 株式会社アドバンテッジ パートナーズ)	10.53%	APCP Ⅶ, L.P. (国内連絡先 株式会社アドバンテッジ パートナーズ)	9.55%
CJIP (AP) Ⅶ, L.P. (国内連絡先 株式会社アドバンテッジ パートナーズ)	7.06%	Apricus Partners合同会社	9.30%
株式会社辰巳商会	5.86%	CJIP (AP) Ⅶ, L.P. (国内連絡先 株式会社アドバンテッジ パートナーズ)	6.41%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3.69%	株式会社辰巳商会	5.31%
AP Reiwa F7-B, L.P. (国内連絡先 株式会社アドバンテッジ パートナーズ)	1.96%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3.35%
AP Reiwa F7-A, L.P. (国内連絡先 株式会社アドバンテッジ パートナーズ)	1.36%	AP Reiwa F7-B, L.P. (国内連絡先 株式会社アドバンテッジ パートナーズ)	1.78%
BOFAS INC OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 B o f A証券株式会社)	0.70%	AP Reiwa F7-A, L.P. (国内連絡先 株式会社アドバンテッジ パートナーズ)	1.24%
株式会社扇谷	0.59%	BOFAS INC OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 B o f A証券株式会社)	0.64%

(注) 1. 持株比率は2025年9月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。なお、割当後の持株比率は本新株予約権が全て行使されたと仮定して算出しております。

2. 2025年3月に発行したA種優先株式及びB種劣後株式が含まれております。3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 割当予定先による本新株予約権の保有目的は純投資であり、割当予定先は、取得した当社普通株式

を売却する可能性があるとのことです。

8. 今後の見通し

当社は、本資金調達当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えておりますが、これによる2026年3月期の業績に与える影響は軽微であり、現状において、業績予想の変更はありません。なお、別途開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数3,500,000株に係る議決権数は35,000個であり、2025年9月30日現在における当社の普通株式の発行済株式総数は13,585,521株（当該株式に係る議決権数は135,445個）、A種優先株式の発行済株式総数は3,000,000株（当該株式に係る議決権数は0個）、B種劣後株式の発行済株式総数は17,537,026株（当該株式に係る議決権数は175,368個）であることから、かかる総株主の議決権数（310,813個）を分母とした希薄化率は、11.26%となります。そのため、今般の資金調達は、希薄化率が25%未満であること、また、支配株主の異動を伴うものではないこと、本新株予約権が全て行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないことから、取引所定める有価証券上場規程第432条「第三者割当にかかる企業行動規範上の遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
連結売上高	145,764	130,803	126,267
連結営業利益	4,049	△690	5,625
連結経常利益	3,137	△10,727	3,689
親会社株主に帰属する当期純利益	794	△46,452	△1,458
1株当たり連結当期純利益（円）	58.52	△3,421.32	△101.20
1株当たり配当金（円）	75.00	—	—
1株当たり連結純資産（円）	3,720.70	199.29	126.91

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年2月27日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 13,585,521株	100.00%
	A種優先株式 3,000,000株	100.00%
	B種劣後株式 17,537,026株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	普通株式 40,613,726株	298.95%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

（注）上記潜在株式数は、A種優先株式及びB種劣後株式に係る潜在株式数の合計であります。なお、A種優先株式及びB種劣後株式に係る潜在株式数は、A種優先株式について、転換価額を520円、累積配当を0円として算出し、B種劣後株式について、B種劣後株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権が当初の条件で全て行使されたと仮定して算定しております。

(3)最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
始 値	2,890 円	2,052 円	1,183 円
高 値	3,215 円	2,056 円	1,183 円
安 値	1,958 円	990 円	504 円
終 値	2,035 円	1,146 円	613 円

② 最近6か月間の状況

	2025年 9月	10月	11月	12月	2026年 1月	2月
始 値	660 円	641 円	669 円	748 円	1,088 円	1,580 円
高 値	705 円	760 円	730 円	1,123 円	2,510 円	1,835 円
安 値	628 円	625 円	640 円	692 円	966 円	1,445 円
終 値	645 円	674 円	730 円	1,033 円	1,660 円	1,736 円

(注) 2026年2月の状況につきましては、2026年2月26日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年2月26日
始 値	1,719 円
高 値	1,835 円
安 値	1,693 円
終 値	1,736 円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当によるA種優先株式及びB種劣後株式の発行

払 込 期 日	2025年3月13日
調 達 資 金 の 額	A種優先株式 3,000,000,000 円 B種劣後株式 4,500,000,875 円
発 行 価 額	A種優先株式 1株につき1,000 円 B種劣後株式 1株につき256.60 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	普通株式 13,585,521 株 A種優先株式 0 株 B種劣後株式 0 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	A種優先株式 3,000,000 株 B種劣後株式 17,537,026 株
割 当 先	A種優先株式 投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズⅦ号 1,261,164 株 JBO(AP)Ⅶ, L.P. 587,283 株 APCP Ⅶ, L.P. 579,660 株 CJIP(AP)Ⅶ, L.P. 388,926 株 AP Reiwa F7-B, L.P. 107,940 株 AP Reiwa F7-A, L.P. 75,027 株 B種劣後株式 投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズⅦ号 6,553,204 株

	<p>JBO(AP)Ⅶ, L.P. 3,051,614 株</p> <p>APCP Ⅶ, L.P. 3,012,004 株</p> <p>CJIP(AP)Ⅶ, L.P. 2,020,920 株</p> <p>AP Reiwa F7-B, L.P. 560,873 株</p> <p>AP Reiwa F7-A, L.P. 389,852 株</p> <p>株式会社辰巳商会 1,948,559 株</p>
発行時における 当初の資金使途	<p>① 環境ダストリサイクル熔融設備導入（金属リサイクル事業）（35 億円）</p> <p>② ローグレード電解鉄生産用の整流器等導入（電子部材・機能材料事業）（12 億円）</p> <p>③ プロジェクト費用（DX 等）（28 億円）</p>
発行時における 支出予定時期	<p>① 2025 年 4 月～2028 年 3 月</p> <p>② 2025 年 10 月～2027 年 3 月</p> <p>③ 2025 年 7 月～2030 年 3 月</p>
現時点における 充 当 状 況	<p>① 環境ダストリサイクル熔融設備導入について、研究開発費として 11 百万円を充当済み</p> <p>② ローグレード電解鉄生産用の整流器等導入について、研究開発費として 5 百万円を充当済み</p> <p>③ プロジェクト費用について、DX 関連費用として 837 百万円を充当済み</p>

東邦亜鉛株式会社第1回新株予約権
発行要項

1. 新株予約権の名称
東邦亜鉛株式会社第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 60,760,000 円
3. 申込期日
2026年3月16日
4. 割当日及び払込期日
2026年3月16日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を Apricus Partners 合同会社に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 3,500,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数
35,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額
金 1,736 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、1,736 円とする（以下「当初行使価額」という。）。但し、行使価額は、第 10 項又は第 11 項に従い修正又は調整される。
10. 行使価額の修正
第 17 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とする。以下「終値」という。）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 955 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後（割当日を含まない。）、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行普通} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{交付普通株式数} \\
 \times \\
 \text{1株当たりの} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{時価}
 \end{array}
 }
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}
 \end{array}
 }$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使による場合又は当社若しくはその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員若しくは使用人に報酬として当社普通株式を割り当てる場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをするときには当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
 - (4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日（取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
 - (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号④に示される場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間
 2026年3月17日（当日を含む。）から2028年3月17日（当日を含む。）までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
 各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者

- (当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、2028年3月17日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
 - (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
 - (4) 当社は、当社が発行する株式が取引所により特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所
株式会社三菱UFJ銀行 八重洲通支店
21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載の通りとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載の通りとする。
22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
23. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上